

特275

439



0007570000

0007570-000

特275-439

国家試験答案構成要領

春光社

昭和3

ABH

特275

439

國家
試驗
答案
構成
要領

特275
439

國家答案構成要領

民法總則

- (1) 民法ノ意義ヲ説明スヘシ
- (2) 民法ノ法源ニ付テ述ベヨ
- (3) 慣習法ヲ説明スヘシ
- (4) 民法ノ效力(適甲範圍)ヲ説明スヘシ
- (5) 民法ノ解釈ニ付テ述ベヨ
- (6) 權利トハ何ソヤ
- (7) 私權ヲ分類シテ説明スヘシ
- (8) 私權ノ行使ヲ論ス
- (9) 民法上ノ義務ヲ説明スヘシ
- (10) 權利能力トハ何ソヤ
- (11) 行為能力トハ何ソヤ
- (12) 無能力者ト如何ナル者ヲ謂フヤ
- (13) 未成年者ノ法律行為能力ヲ論ス
- (14) 禁治產宣告ノ要件及效力ヲ説明スヘシ
- (15) 禁治產宣告ノ取消ヲ説明スヘシ
- (16) 準禁治產宣告ノ要件及效力ヲ説明スヘシ
- (17) 妻ノ行為能力ヲ説明シ夫ノ許可ニ論及ス
- (18) 無能力者ノ相手方ノ地位ヲ論ス
- (19) 住所トハ何ソヤ
- (20) 居住及居住所ニ付テ説明セヨ
- (21) 不在者及不在者ノ財産管理ヲ説明スヘシ
- (22) 失踪宣告ノ要件及效力ヲ論スヘシ
- (23) 失踪宣告ノ取消ヲ論ス
- (24) 法人ノ本質ヲ論ス
- (25) 法人ノ權利能力ヲ論スヘシ
- (26) 法人ノ行為能力ヲ論ス
- (27) 法人ノ種類ヲ述ベヨ
- (28) 法人ノ設立ヲ論ス



(29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60)

法人ノ機關ニ付キテ説明スヘシ
 定款及寄附行為ノ變更ヲ説明スヘシ
 法人ノ解散ヲ論ス
 法人解散ノ場合ニ於ケル清算ヲ論ス
 外國法人ヲ説明セヨ
 裁判ノ名体トハ何ソヤ
 物トハ何ソ
 物ノ權利能力ヲ説明スヘシ
 物ノ種類ヲ述ベヨ
 動産及不動産ヲ説明スヘシ
 主物及従物ニ付テ述ベヨ
 元物及果実ヲ論ス
 權利ノ得喪變更ヲ説明スヘシ
 法律事實トハ何ソヤ
 法律行為ノ本質ヲ説明スヘシ
 法律行為ノ種類ヲ説明スヘシ
 法律行為ノ成立要件及效力発生要件ヲ説明スヘシ
 法律行為ノ目的ニ付テ論スヘシ
 法律行為ノ解散ニ付テ述ベヨ
 事實タル慣習ヲ論ス
 意思表示トハ何ソヤ
 心裡留保ヲ説明スヘシ
 虚偽表示ヲ説明スヘシ
 信託行為ヲ説明スヘシ
 錯誤ヲ論ス
 詐欺ニ依ル意思表示ヲ説明スヘシ
 強迫ニ因ル意思表示ヲ説明スヘシ
 意思表示ノ效力発生時期ヲ論スヘシ
 意思表示ノ受領能力ヲ説明スヘシ
 代理ノ種類ヲ述ベヨ
 代理權ノ性質及發生原因ヲ論ス

(61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90)

代理權ノ範圍ヲ説明スヘシ
 民法第百ニ条(代理人ノ能力)ヲ論ス
 復代理ヲ説明スヘシ
 代理權ノ消滅ヲ論ス
 表見代理ヲ説明スヘシ
 無權代理ヲ説明セヨ(狭義無權代理)
 無權代理人ノ責任ヲ論ス
 無權代理人ノ法律行為ト無能力者ノ法律行為ノ差異如何
 法律行為ノ無效ヲ論ス
 取消シ得ベキ法律行為ノ性質ヲ説明スヘシ
 取消權ノ性質及取消權者ヲ説明ス
 取消方法及其ノ效果ヲ論ス
 取消權ノ消滅ヲ論スヘシ
 法律行為ノ附款トハ何ソヤ
 条件トハ何ソヤ
 条件ノ種類ヲ述ベヨ
 条件ノ成就及不成就ヲ説明セヨ
 条件附法律行為ノ效力ヲ論ス
 仮裝条件ヲ説明スヘシ
 条件ノ許可ノ制限ヲ説明スヘシ
 期限ノ意義及種類ヲ説明スヘシ
 期限付法律行為ノ效力ヲ説明スヘシ
 期限ノ利益及喪失ヲ説明ス
 負担トハ何ソヤ
 期間トハ何ソヤ
 期間ノ計算方法ヲ説明セヨ
 時效ノ性質ヲ論ス
 時效ノ效力ヲ論ス
 時效ノ拋棄ヲ説明スヘシ
 時效中断ヲ論ス

(91) (92) (93) (94) (95) (96)

時効ノ停止ヲ説明セヨ

所有權ノ取得時效ヲ論ス

所有權以外ノ財産權ノ取得時效ヲ論ス

消滅時效ヲ説明スヘシ

債權ノ消滅時效ヲ説明スヘシ

債權以外ノ財産權ノ消滅時效ヲ説明スヘシ

民法ノ意義ヲ説明スヘシ

一 民法ノ意義

(一) 實質的意義

1. 私法ナリ

2. 普通法ナリ

3. 実体法ナリ

4. 國內法ナリ

(二) 形式的意義

民法法典

民法、法源ニ付テ速ヘヨ

一、法ノ判源

二、民法ノ法源

A. 成文法

1. 法律

2. 命令

3. 自治法

4. 條約

B. 不文法

1. 慣習法

2. 判例法ハ法源タリ得ルヤ

(直チニ法タルコトナシト解セザルヘカラス)

(通説ナリ)

八、條理

一、慣習法ノ意義

二、慣習法ノ性質

三、慣習法ノ要件

1. 慣習ノ存在

法的認識

2. 慣習ノ内容カ公序良俗ニ反セサルコト

3. 法令カ認メタルカ或ハ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルコト

1. 慣習法ノ優先的效力(前者ナル場合)

2. 慣習法ノ補充的效力(後者ナル場合)

慣習法ハ任意法ニ反シテ成立シ得ナルヲ原則トス

四、慣習法ノ效力

1. 法律ト同一ノ效力ヲ有ス(広義ノ法律)

2. 效力発生ノ時期

1. 裁判所ニ於ケル適用ノ時トスル説

2. 法の社會則トシテ成立セル時トスル説(正説)

3. 成文法ヲ改廢スルヲ得ルヤ

積極的説

消極的説(正説)

4. 慣習法ノ証明

地方慣習法

商慣習

五、慣習法ト事象タル慣習ノ差異

慣習法ヲ説明スヘシ

民法ノ效力(適用範圍)ヲ説明スヘシ。

- 一、民法ノ意義
- 二、民法ノ效力
- 三、時ニ關スル效力
- 四、法律不遡及ノ原則(民法亦然リ)
- 五、不遡及ノ意義
- 六、不遡及スルヤハ新法ノ内容ニヨリ決定スヘキナリ
- 七、改事典ニ付テ其法律效果ヲ定ムル場合
- 八、權利ノ内容ヲ定ムル場合
- 九、兩者ノ區別
- 十、民法施行法ハ例外トシテ遡及効ヲ認ム

- B. 人ニ關スル效力
- 一、領土内全部ノ人ニ適用セラル、テ原則トス
- 二、階級ノ如何ヲ問ハズ適用アルヲ原則トス

- C. 土地(場所)ニ關スル效力
- 一、領土ノ全体ニ及ブテ原則トス
- 二、例外
- 三、例 外
 - 皇族ニ關スル皇室令
 - 華族令
 - 華族世襲財産法

台湾
朝鮮
樺太
關東州
共通法

民法ノ解釈ニ付テ述ヘヨ

- 一、解釈ノ意義
- 二、解釈ノ目的
- 三、立法者ノ意思ヲ明ニスルニテリヤ
- 四、法律ソノモノノ意思ヲ明ニスルニテリヤ(正当トス)
- 五、解釈ノ種類
 - A. 有限的解釈
 - B. 学理的解釈
- 六、文理解釈
- 七、論理解釈
- 八、論理解釈ノ下ニテ反面解釋アリ
- 九、類推解釋
- 十、條理解釋
- 十一、法律ノ解釋適用ニ付テハ其具體的結果ノ妥当ナリヤ否ヤヲ考慮セサルヘカラス

權利トハ何ソヤ

- 一、權利ノ意義 特定利益ヲ享受スヘキ法律上ノ力ナリ
- 二、權利ハ利益ヲ以テ其ノ内容トス
- 三、法律上ノ力ナリ
- 四、意思ヲ以テ主張スルコトヲ要セズ
- 三、權利ノ本質ニ關スル學說
 - 一、權利自由說
 - 二、權利意思說
 - 三、權利利益說
 - 四、折衷說
 - 五、法力說
- 一、權利ハ國家ノ力ナリトノ說
- 二、國家ノ力ヲ喚呼スルカトスル說
- 三、個人ノ実力ニシテ法カ保護ミタルモノトスル說
- 三、法ニヨリテ生ズル人ノ力ナリトノ說(狹義法力說)

私權ト公權

私權ヲ分類シテ説明スヘシ

- 一、私權ノ意義
- 成立要素
 - 主体
 - 内容
 - 客体
- 二、私權ノ分類

- 一、絶対權及相對權
- 二、財産權、親族權、相續權、人格權、社員權
- (權利内容タル利益ヲ標準トセルモノ)
- 三、支配權、請求權、形成權、抗弁權
- 四、一身專屬權ト一身ニ專屬セザル權利
- 五、独立ナル權利ト從タル權利

私権ノ行使ヲ論ス

- 一 私権行使ノ意義
- 二 権利ノ行使ハ原則トシテ義務ニ非ス
- 三 権利行使ト違反行為
- 四 権利ノ濫用

民法上ノ義務ヲ説明スベシ

- 一 義務ノ意義
- 二 権利義務ノ対立
- 三 常態タルニ止マリ例外ナキニ非ス
- 四 権利ハ同時ニ義務アルコトアリ(例外)
- 三 権利本位ト義務本位
- 四 権利本位ニ違ハトノ法学者ノ説ク所ナルモ立法ノ標準トシテハ今後社会本位ヲ進ム向アリ

權利能力トハ何ソヤ

- 一、權利能力ノ意義（權利ヲ享有シ得ベキ法律上ノ地位ヲ云フ）
權利說
此位說（正当ナリ）
- 二、一般の權利能力特定の權利能力
A、一般の權利能力
1、自然人 Δ 日本人 Δ 外國人
只、法人
- B、特定の權利能力
1、自然人 Δ 日本人 Δ 外國人
只、法人
- 三、權利能力ノ發生及消滅
A、權利能力ノ始期
1、自然人 出生ニ始ル（一般の權利能力ナリ）
出生ノ時期（敬說フルモ）
1、全部脫出說
只、獨立呼吸說（正說）
胎児ノ法律上ノ地位
1、出生前權利能力者說（排除條件付權利能力說）
只、適及の權利能力取得說（正說）（權利能力否認說）
出生ノ證明
2、法人 法人設立アリタルトキ
B、權利能力ノ消滅
1、自然人 死亡
2、法人 解散

行為能力トハ何ソヤ

- 一、行為能力ノ意義（法律行為能力ヲ云フ）
- 二、行為能力（法律行為能力）
A、一般の行為能力
自然人 Δ 日本人 Δ 外國人（本國法）
法人
- B、特別の行為能力
自然人 Δ 日本人 Δ 外國人（本國法）
法人
- C、行為能力ニ對スル制度
1、主義
只、限定無能力者ノ承認ナル主義
只、絕對無能力者ノ承認ナル主義
2、我民法ハ、絕對無能力者ニ規定ヲ置ス不懲者ノ主義ナリ
- 三、不法行為能力
- 四、準法律行為能力（性質ニ依リテ行為能力規定ヲ擬推）
- 五、受領能力
- 六、意思能力
〔行為能力ニ關スル規定ハ、發行規定ナリ〕

無能力者トハ如何ナル者ヲ謂フヤ

- 一、無能力者ノ意義
法律行為能力ヲ制限セラレタルモノ(民法ニ般行為能力ヲ制限)
- 二、無能力者ヲ認ムタル立法理由
- 三、無能力者ニ關スル立法制
- 一、絶対ノ限定兩者ヲ認ムルモノ
- 二、限定ノミ認ムルモノ(日本)
- 四、意思無能力者ノ行為能力
- 五、我民法ノ規定セル無能力者
- 一、未成年者
- 二、禁治産者
- 三、妻
- 四、準禁治産
- 六、無能力者ノ單獨ニナシ得ル法律行為
- 七、行為能力ノ存否ニ關スル举证責任
- 八、行為能力規定ノ強行性

未成年者ノ法律行為能力ヲ論ス

- 一、未成年者ノ意義
- 二、未成年者ノ法律行為能力
- A. 原則 法定代理人ノ同意ヲ要ス
- 一、法定代理人ノ意義

代理権(財産上ノルモ身分上ハナキモノトス)
 能力補充権(法定代理人ノ自己ニ於テナス)
 二、法定代理人ノ同意

- 一、同意ハ法律行為ニテ相手方アル單獨行為ナリ
- 二、同意何人ニ對シテ場ナル、事ヲ要スルカ
- a. 未成年者ニ對シテ……有效
- b. 相手方ニ對シテ

有效説(正説)無效説

八、同意ノ時期(事前)

(事後ハ追認)

二、抱括同意

學說アルモ個々ノ行為ヲ予見シタル同意ハ有效

水、同意ノ撤回

法律行為前ナルハ有效

八、意思欠缺詐欺強迫善悪意等未成年者法定

代理人各別ニ定ム

B. 例外

- 一、單ニ权利ヲ得義務ヲ脱ルヘキ行為
- 二、法定代理人カ處分ヲ許シタル財産ニ于ル行為
- 三、一種又ハ數種ノ營業ヲ許シタル未成年者カ其ノ營業ニ關シテ為サルノ行為

禁治産宣告ノ要件及效力ヲ説明スヘシ

一、禁治産者ノ意義
二、禁治産宣告ノ要件

(一) 實質的要件
心神喪失ノ常況ニ在ルコト

(二) 形式的要件
民法第七條ニ掲グル者ノ請求アルコト

心神喪失ノ常況ニ在リト認定シタルニ拘ラス宣告ヲナサザルコトヲ得ルヤ

三、禁治産宣告ノ效力

一、效力発生時期
決定迅速ノ日

二、後見ニ付ス

三、行為能力ノ制限

一、取消シ得ル行為トナル

二、行為ニ付キ後見人ノ同意ヲ得テナシタル場合如何

四、有效説

一、代理人説

二、取消権放棄説

五、無效説

在外トシテ身分上ノ行為ハ本心四權中單獨ニテ為シ得
遺言能力
意思表示受領能力(九十八條)

禁治産宣告ノ取消ヲ説明スヘシ

一、禁治産宣告ノ意義
二、禁治産宣告ノ取消

甲、禁治産宣告ノ原因ノ止ミタル理由トスル場合
一、要件

一、實質的要件

二、形式的要件

2. 手續

一、效力(遡及効ナシ)

乙、不当ナリシ事ヲ理由トスル不服申立ニヨル場合

一、要件

一、宣告ヲシタル裁判所ノ上級地方裁判所

二、宣告ノモノ、不審ヲ理由

2. 效力

一、禁治産宣告決定ノ失効(遡及効)

二、既ニシタル行為ハ禁治産ヲ理由トシテ取消ヲ
得ス

三、後見人ノテニタル行為ノ效力ヲ救セス

四、後見人ト禁治産者ノ行為ノ衝突ノ場合

時ノ前後ニヨリテ決定

準禁治産宣告ノ要件及效力ヲ説明スヘシ。

一、準禁治産ノ意義

二、準禁治産宣告ノ要件

甲、實質的要件

一、心神耗弱者

二、聾者、啞者、盲者

三、浪費者

（未成年ナルト成年ナルトヲ問ハサルモ未成年者ヲ準禁治産者トシタルタメ其ノ能力ヲ拡張スヘカラス）

乙、形式的要件

七、七条規定ノ者ノ請求アルコト但保佐人ヲ含マズ

（準禁治産ノ場合ニテハ要件具備スルモ裁判所ハ自由ニ其ノ裁判ヲ爲スト爲サ、ルトヲ決定シ得ルモノト解ス）

三、準禁治産宣告ノ效力

一、保佐人ニ付

二、保佐人ノ権限（追認權ナシ）

三、保佐人ヲ必要スルヤ（要スト解ス）

四、保佐人タルモ

五、準禁治産者ノ行爲能力

六、保佐人ノ同意ヲ要スル場合

七、民法十二條規定ノ行爲

八、單獨ニテ得ル行爲

九、民法十二條以外ノ行爲

十、取消ハ禁治産ニ同シ

妻ノ行爲能力ヲ説明シ夫ノ許可ニ論及ス

一、妻ノ行爲能力ノ制限ニ対スル法制

二、妻ノ行爲能力ニ制限ヲ設ケタル理由

三、妻ノ行爲能力（我民法）

一、夫ノ許可ヲ要スル場合

二、夫ノ許可ヲ要セサル場合（六、七條）

三、妻ノ訴訟行爲能力

一、許子提起スル場合（學說アリ）
二、許子受クル場合

三、妻ノ行爲ニ対スル夫ノ許可

四、許可ノ性質

五、許可ノ取消及制限

六、未成年ノ夫ノ許可

七、法定代理人ノ同意ヲ要ス

八、法定代理人ノ同意ナキ許可ノ取消制限（主得ト解ス）

九、許可ノ方法

一、概括的許可

二、明示

三、黙示

四、夫ノ権限

一、許可ナキ行爲ヲ

二、追認

三、夫ハ妻ノ法定代理人ニ非ス
（夫婦財産契約ノトキ有スルコトアリ）

無能力者、相手方、地位ヲ論ス

- 一 無能力者、相手方ヲ保護スル理由
(取消権ノ短期時效以外ニ催告權ヲ認メタル理由)
- 二 無能力者、相手方ノ地位
(相手方ノ催告權ヲ有スル場合)

- 1. 催告ノ性質
- 2. 催告權者(無能力者、相手方)
- 3. 催告ヲ受クヘキ場合
- 1. 能力者トナル場合
- 2. 能力者トナラサル場合

- 4. 催告ノ期間 議論ナリ
- 5. 催告ノ效力

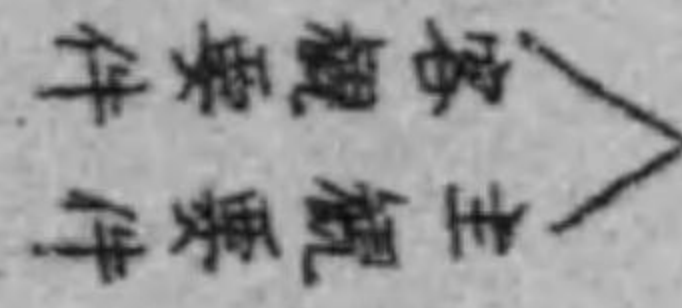
- 1. 確答アル場合(催告ノ效果ニ非ス)
- 2. 確答ナキ場合(催告ノ效果)

- 1. 效力發生ノ時期

- 2. 效力ノ内容
- 4. 追認アリタルト看做ス場合
- 5. 取消シタルモ、ト看做ス場合

取消権喪失ノ場合

- 1. 要件
- 4. 無能力者カ訴術ヲ用ヒタルコト



- 4. 詐術ニ陥リタルコト

- 2. 效果

- 4. 無能力者ノ行為、有效トナリ法定代理人モ取消権

相手方ハ九十六條ノ取消権及損害賠償請求權アリ

住所トハ何ソヤ

一 住所ノ定義

- 1. 住所ハ一定ノ場所ナリ(場所トハトノ關係アリトスル說)
- 2. 一級ノ生活ノ中心點タル場所ナリ
- 3. 生活ノ本據ナリ
- 4. 事實ニヨリテ定ムル

二 住所ノ設定

- 1. 定住ノ事實(積極說(多數說))
- 2. 定住ノ意思(消極說(川名 富井) 鳩山 長島)(意思無能力場合)

三 住所ノ廢止變更

- 四 住所ノ數 數個(獨乙)

一 但說(字說ノ誤アル所ナリ)

五 住所ノ法律上ノ效果

- 1. 不在者ノ意思ヲ定ムル標準トナル
- 2. 義務的保護人ニ付資格ノ一ナリ
- 3. 債務履行場所ヲ定ムル標準トナル
- 4. 検見人ノ許性理由ノ一トナル
- 5. 相続開始ノ場所ヲ定ムル標準トナル

民法ノ外

裁判籍 準拠法 国籍

居住及仮住所ニ付テ説明セヨ

一、居住ノ意義

居住ト住所トノ區別

居住ト現住所トノ區別

三、居住ノ法律上ノ效果

一、住所ノ知レサル場合ハ居住ヲ住所ト看做ス

四、住所アリテ知レサル場合ハナキ場合ヲ包含ス

四、法定住所トナスノ意ニ非ス

二、日本ニ住所ヲ有セサルモノハ日本ハタルト外國人タルヲ間ハ日本ニ

於ケル居住ヲ住所ト看做ス

三、仮住所ノ意義

四、仮住所ノ選定

一、事實ニヨルモノニアラズ選定スルナリ

二、其ノ行爲ニ于テハ住所ト看做サル

五、訴訟法上ノ仮住所

不在者及不在者ノ財産管理ヲ説明スベシ

一、不在者ニ關スル制度

不在ノ時期長カシテ歸来スベキ希望アル者(財産管理)

不在期間久シク相當期間歸来ノ見込ナキ者(失踪宣告)

三、不在者ノ意義

三、不在者ノ財産管理

一、財産管理人ヲ置キタル場合

裁判所ハ原則トシテ干渉セズ生死分明ナラサルニ至リタルトキ干渉

二、管理人ヲ置カス又ハ权限消滅セル場合

一、管理ニ付キ必要ナル處分ノ意義

二、管理処分ハ檢事又ハ利害干渉人ノ請求アルコト

三、裁判所ハ改任スルコトヲ得

四、檢事ニ至リ本人カ管理人ヲ置キタルトキハ請求

利害干渉ニヨリ取消

四、財産管理人

一、性質

四、不在者ノ置キタルモノ

二、权限

四、裁判所ノ選任ニタルモノ

四、裁判所ノ置キタルモノ

三、義務

一、善良ナル管理者ノ注意義務

二、担保供與義務

三、財産目録調製義務

四、權利報酬請求權

五、权限消滅

失踪宣告ノ要件及效力ヲ論ス

- 一、失踪宣告ノ意義
- 二、失踪宣告ノ制度ヲ認メタル立法理由
- 三、失踪宣告ノ要件
- 一、實質的要件
 - 1. 不在者ナルコト
 - 2. 生死分明ナラサルコト(宣告請求者及裁判所ニ於テ不明ニテ定ル)
 - 3. 不明事實ノ法定期間ノ継続
 - 普通 七年
 - 特別 三年
 - 4. 利害關係人ノ請求アルコト(檢事ヲ加ヘス)
 - 5. 手續上ノ要件
 - 6. 公告催告ヲナスヲ要ス
- 四、失踪宣告ノ效力
 - 1. 效力ニ關スル主義
 - 我法主義(独ニ)者做ス主義
 - 他法主義
 - 他法主義
 - 2. 者做ス意義
 - 反証ヲ許サス
 - 3. 者做ス效果……失踪宣告ニ干与セザリシモノニモ及ラ
 - 4. 死亡者ト者做ス範圍
 - 從來ノ居住スル住所ヲ中心トスル法律關係ノミ
 - 5. 死亡推測時期
 - 6. 宣告ノ日又宣告後確定ノ日ヲ以テ死亡時期トスル說
 - 7. 最後通信ヲ以テ死亡時期トスル說
 - 8. 法定期間満了ノ日主義(日本)
 - 9. 生存者ト者做サ、ルカ 消極ニ解ス
 - 10. 效力ノ性質
 - 創設的效力說
 - 11. 效力ノ範圍
 - 12. 絕對說
 - 13. 制限說……正当ナリ

失踪宣告ノ取消ヲ論ス

- 一、失踪宣告取消ノ意義
- 二、失踪宣告取消ヲ認メタル理由
 - 1. 者做スノ意義(反証ヲ許サス)
- 三、失踪宣告取消ノ要件

一、實質的要件

- 1. 失踪者ノ生存スルコト又ハ宣告ト異ルトキニ死亡セルコトノ証明アルトキ
- 2. 形式的要求
 - 本人又ハ利害關係人ノ請求アルコト
 - 3. 手續上ノ要件(人事訴訟手續法七。条以下)

四、失踪宣告取消ノ效果

- (A) 原則トシテ遡及致シ生ス
- (B) 例外トシテ遡及致シ生セズ
 - 1. 不在者、生存セル場合(財産關係)
 - 2. 死亡時期ノ異ル場合(身分關係)

一、善意ヲ以テナル行爲ノ效果(失踪宣告後ノ行爲ニ限ル)

- 1. 直接ノ結果トシテ取得ニタルモノ
- 2. 取得者ニ付テハ善悪ヲ區別ス(惡ニ依原則ヨリ)
- 3. 現ニ利益ヲ受クル限度

(2) 失踪宣告ニヨリ取得セル財産返還義務

- 1. 直接ノ結果トシテ取得ニタルモノ
- 2. 取得者ニ付テハ善悪ヲ區別ス(惡ニ依原則ヨリ)
- 3. 現ニ利益ヲ受クル限度

(3) 財産取得者ノ取得時致草他ノ要件ヲ備ヘタルトキハ如何

- 積極說(穩積)
- 消極說(通說)

(4) 財産取得者ノ善意ナル場合如何

- 積極說(穩積)
- 消極說(通說)
- 七。条ニヨリ範圍決定ス(キトス)(通說鳩山)
- 八。反對(穩積)

法人、本質ヲ論ス

- 一、法人、意義
- 二、法人ト自然人
- 三、法人ヲ認ムル社会上ノ需要
- 四、法人、本質

一、法人擬制説(サウイニク)

二、法人否認説

1、目的財産説(フリック氏)

2、享益者主体説(イエリク氏)

3、管理者主体説(ヨルダク氏)

3、法人実在説

1、有機体説(意思實在説)団体人格説(ギユル氏)

2、組織体説(抽象的実在説)通説

4、我民法ノ主義

五、組織体説ヲ採ル理由

六、法人本質論ノ実益

權利能力

行為能力

不行為能力

一、法人ノ本質(概説)

二、法人ノ權利能力

甲、一般の權利能力(自然人トノ間ニ差異ナシ)

1、權利能力ノ始期

2、權利能力ノ終期

乙、特別の權利能力(制限アリ)

1、目的ニヨル制限

目的遂行ニ必要ナル範圍ニミ認ムル説

相當又有益ナル場合モ認ムル説(正当トス)

2、法令ニヨル制限

現行法上見ス

3、性質ニヨル制限

1、身体ノ存在ヲ前提トスル權利

2、身体ノ存在ヲ前提トセザル權利

後見タル資格(理論上可ナルモ現行法ナシト解ス)

遺産相続權

(包括遺贈ヲ受クル場合、遺産相続ト同機、權利義務ヲ有ス)

社會權享有ニ得(目的ニヨル制限アリ)

丙、法人ノ公法上ノ權利義務

(公法ノ定ムル所ニヨル)

法人、權利能力ヲ論スヘシ

法人、行為能力ヲ論ス

- 一、法人、行為能力有無
(法人ノ行為ナルモ、アリヤ否ヤ問題ナリ)
- 積極(實在説)
消極(擬制説)
- 二、法人、行為能力ノ範圍
(法人、其ノ権利能力ノ範圍ニ限ラレテ於テ同様ノ制限アリ)

三、法人ノ不法行為能力
(1) 擬制説
實在説
認メス
認ム(通説)

(2) 不法行為ノ要件
一、機關ノ行為タルコトヲ要ス
二、職務執行ニ付キ加害行為ヲニケルコト
三、主觀的ノ要件(故意過失)自然入ト同一
四、目的ノ範圍内ノ行為ナルコト

(3) 理事者ノ自身ノ責任
一、被害者ニ對スル責任
二、法人ニ對スル責任

(4) 法人ノ目的ノ範圍外ノ加害行為

法人ノ種類ヲ述ヘヨ

- 一、公法人私法人
公法人。國家及國家ノ統治權ノ作用トシテ認ムル事
兼テスコトヲ目的トスル法人
私法人。其他ノ法人ヲ云フ
區分ノ實益 公法人ノ事業遂行ニ特別強制方法
ヲヘラル
- 二、公益法人、營利法人
立法論トシテハ營利非營利ト區別スルヲ可トス
營利法人
民爭会社
商事会社
實益ナシ
- 三、社団法人財団法人
營利法人ニ財団法人ナシ

法人、設立ヲ論ス

- 一、法人、設立ニ關スル主義
 - 1. 自由設立主義
 - 2. 特許設立主義
 - 3. 免許主義
 - 4. 準則主義
- 二、法人、設立(公益法人)
- 甲、社団法人、設立行爲
 - 1. 要件
 - 1. 定款、作成
 - 2. 二人以上、設立者アルコト
 - 2. 設立行爲、性質

1. 契約説

2. 単独行爲説

3. 合同行爲説

乙、財団法人、設立行爲

1. 寄付行爲アルコト(要式行爲ナリ)

定款ト同様ナルモ寄付行爲、補足ヲ認メタル点ニテ

異ル

2. 寄付行爲、性質(相手方ナキ單独行爲)

3. 主務官庁ノ許可

三、設立時期

全部ヲ具備シタルトキ

四、財産歸屬時期

1. 原則 法人カ人格ヲ取得セルトキ

2. 特則 遺言ニシテ寄付行爲、場合

(遺言カ效力ヲ生シタルトキヨリ)

法人、機関ニ就キテ説明スヘシ

一、法人、機関、性質

擬制説ト実在説トニヨリテ異ル

二、法人、機関

甲、理事

1. 理事、意數及性質(必要機關)

只、理事、選任

2. 理事、選任行爲、性質

3. 理事、権限

4. 法人代表

代表権ニ于テハ特別

5. 事務執行

6. 理事選任

7. 理事登記

8. 仮理事

乙、監事

1. 監事、性質(任意機關)

只、監事、職務

2. 監事、數人ナル場合

丙、社員總會

1. 總會、性質

2. 總會種類

3. 招集手續

4. 總會、決議

定款及寄附行為ノ変更ヲ説明スヘシ

- 一、定款及寄附行為、性質
- 二、定款及寄附行為、変更

甲、定款ノ変更

- 1. 法律ノ命令の規定及社団法人ノ本體ニ反スル無効
- 2. 変更ヲ禁止スル定款ノ效力
- 3. 変更ノ意義(内容)
- 4. 定款変更ノ要件
- 1. 總會ノ決議
- 2. 社員ノ四分三

目的ノ変更ハ如何(學說)ノ同様ニ解ス

ロ、多數決

口、主務官庁ノ許可

乙、寄附行為ノ変更

- 1. 原則 変更スルニ寄附行為者ノ意思ニヨリ規定ナシ
- 2. 例外 寄附行為ノ履行ヲ認メ其ノ手續ヲ規定セルトキ

事務所ノミハ移転スルヲ得ルヤ

積戻款

特款ノ場合ニ認ムル説(鳩山氏)

事務所ノ焼失其他用ヲ爲サレニ至ルトキ

3. 主務官庁ノ許可ヲ要スル解セサルベカラズ

法人ノ解散ヲ論ス

一、解散ノ意義

三、清算中ニ在ル法人ノ性質

1. 清算会社説

2. 同一法人説(正当ナリ)(櫻痴ニヨル)

3. 機關説

三、清算中ノ法人ノ權利能力

四、解散原因

1. 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定ムル解散事由ノ発生

2. 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

3. 破産

4. 設立許可ノ取消

5. 總會ノ決議(四分三以上)

条件付解散決議ノ效力如何

大審院ハ曾テ有效トシタルモコレヲ公示スルノ必要アリ又コレヲ解散事由トシテ定款寄附行為ニ掲ル民法ノ趣旨ト解スヘキガ故ニ定款変更ノ手續ニヨルキモトス

6. 社員ノ缺乏

五、解散ノ効果

1. 法人消滅

2. 登記

3. 残余財産ノ歸屬者

法人解散ノ場合ニ於ケル清算ヲ論ス

- 一、清算ノ意義
- 二、清算ノ性質
- 三、清算人
- 一、清算人ノ性質及权限
- 2、送任
- 3、解任

登記

- 四、清算人ノ職務
- 一、清算前ノ職務
- 2、清算中ノ職務

- (イ) 現務ノ終了
- (ロ) 債権ノ取立
- (ハ) 債務ノ弁済

2、除外公告

- ハ、弁済方法(申出ダレ)
- ニ、条件付期限付債務ノ弁済

(三) 破産宣告

- (イ) 残余ノ財産ノ引渡
- (ロ) 歸屬権利者ノ権利

債権的ナリヤ (正当トス)

物权的ナリヤ

清算終了テハ法人カ主体

3、清算後ノ職務

五、清算人ノ地位

(理由ト同一ノ地位ヲ有スル法人ノ機關)

外國法人ヲ説明セヨ

- 一、外國法人ノ意義(消極的ニ)
- 外國法人
 - ア、外國法ニヨリテ設立スルコト
 - イ、内國ニ主ラルル事務所(住所)ヲ有スル事
- 二、外國法人ノ認許
 - 一、憲法(内國法人トナスノ意ニテラス)
 - 2、法律又ハ條約ニヨリテ特ニ認許シタル場合及外國ノ行政區劃及商會会社ノ外認許セズ

三、外國法人ノ権利能力

ハ、原則 日本ニ於テ成立スル同種ノモノト同一ナリ

2、例外

- 一、外國人ノ享有スル事ヲ得サル権利
- ロ、法律又ハ條約ニ特別ノ規定下ルトキ

四、外國法人ノ管理

ハ、本國法ニヨルテ正当トス

2、解散事由モ亦同シ

五、外國法人ノ登記

日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ登記ヲ要ス

權利、客體トハ何ゾヤ

- 一、權利、客體ノ意義
(權利ノ内容ヲ構成スヘキ生活資料)
- 二、權利、客體ト權利、目的
權利、目的 || 權利ノ内容其ノモ、
權利、客體 || 權利ノ内容或五、為必要ナル生活資料
- 三、權利、客體、種類
債權ノ客體 債務者其人
物權ノ客體 一定ノ物
人格權、客體 權利者自身
親族權、客體 親族干係ニ於他人
相続權、客體 戶主權及相続財產
無體財產權ノ客體 精神財產物

權利ニ亦權利ノ客體タルヲ得

物トハ何ゾ

- 一、物ノ觀念 我民法ハ無體物トハ觀念ヲ認メズ
- 二、有體物ノ意義
- 電氣ハ民法上物ニテラス
動產 (例外ナリ)
- 三、人體ハ物ニ非ス
人格權ノ客體タルハ權利者^{タル}者カ客體タル結果ニテテ独
立ニテ客體タルニ非ス
- (1) 人工的ニ身體ニ密接セシメタルモノ
時々分離可能セラレモノ(客體タルヲ得)
- (2) 人ノ身體ニヨリ分離セラレタルモノ客體トナル
一、無主物先占說
二、密接關係說
三、身體所有權說
- 三、所有權還元說(正当トス)
- 身體一部ヲ分離セル契約又ハ他人ヲニテ分離セシ
ムル契約ハ如何
- (3) 死體ハ物ナリヤ
一、人格殘存說
二、親族權殘存說
三、無主物說
四、特別權利說
五、所有權說(正当トス)
- 四、物ハ人カノ支配内ニアルモノナルコトヲ要ス
- 五、物ノ一部ハ物ニ非ス(例外ナリ)

物、権能力ヲ説明スヘシ

- 一、物ノ意義
- 二、物ノ権能力
- 一、物ノ権能力ノ意義
- 2、人カノ支配内ニ非ナルモノハ物ニ非ス
- 3、物ノ一部ハ物ニアザルヲ原則トス
- 例外ニテ物ノ一部ニ権利ノ成立ヲ認ムル場合アリ
- 八、法律カ認メタルモノ
- ア、家屋ノ分有 (三〇八)
- ロ、檣壁ノ高サヲ増シタルトキ (三三一)
- イ、社会概念上認メラレタルモノ
- 2、分離前ノ果实
- ロ、立木
- シ、青田賣買
- 4、物ノ集団ハ二個ノ物ニ非ス
- 例外 (各独立ニ權利成立ス)
- 2、一定量ノ数量ノミカ集合シテ始メテ社会ノ價值ヲ認メラルモノ
- ロ、法律上特殊ノ價值ヲ有スル財団
- 工場財産
- 鉱業財産
- 鉄道財産
- 立木
- 軌道財団

物、種類ヲ述ヘヨ

- 一、物ノ意義
- 二、物ノ種類
- 一、融通物、不融通物
 - 公有物
 - 公用物
 - 禁制品
- 2、代層物、不代層物
- 3、特定物及不特定物
- 4、消費物、非消費物
- 5、可分物、不可分物
- 6、單一物、合成物、集合物
- 7、動産及不動産
- 8、主物、従物
- 9、元物、果实
- 民法八 (7) (8) (9) ノミヲ規定セリ

動産及不動産ヲ説明スヘシ

- 一、動産不動産ヲ區別スル理由
- ハ、社会上經濟上、價值、差異
- ニ、不動産、性質

三、不動産

- 1. 土地
- 2. 定着物

定着物ハ土地ノ一部ニアズミテ不動産ナリ

要件

- (1) 土地ニ附着セルモノナルコトヲ要ス
- (2) 継続的ニ土地ニ附着シテ使用セラルルモノト
- (3) 一般觀念上詔メラルモノ
- (4) 社會觀念上確立ノ物ト認メラルモノナルコト

- a. 建物
- b. 立木
- c. 其他ノ物

解脫論トシテハ建物ノミカ定着物トシテ不動産ナリト

ノ建物以外土地ト密接ニ着合セルモノハ土地ノ一部ナリト
 スク而シテ土地ノ一部ナルモノ中社會觀念上確立ナル
 権利ノ客體タリ得ルモノト然ラサル物ニ種ニ區別スル外ニ

三、動産

不動産以外ノ物ハ總テ動産ナリ

(無記名債権)

主物及従物ニ付テ述ベヨ

- 一、物ノ意義
- 二、主物及従物
- 甲、従物
- ハ、意義

2. 従物タル要件

- (1) 独立セル物ナルコトヲ要ス

構成部分ト異ナル、

従物ナル故同一所有者ニ屬スルニ非ズ同一所有者ニ

屬スルトキノミ従物タリ

- (2) 必ズシモ動産ナルコトヲ要セズ
- (3) 主物ト同一ノ所有者ニ屬スルコトヲ要ス
- (4) 主物ヲ常用ニ供セラル、為メ附屬セシメラル物ナルコトヲ要ス

コトヲ要ス

- a. 主物ノ常用ニ供スルヲ要ス
- b. 常用ニ供スルヲ要ス(一時的ハ不可)

(A) 客観的的要件

常用ナルコト

(B) 主観的的要件

常用ニ供スル意思アルコト

常用ニ供スルタメ附屬セシメラルモノナ

ルヲ要ス

3. 従物ハ主物処分ニ従フ

發行規定ニ非ズ
 所有權讓渡ノ如キ処分行爲ノミニ付同一
 主分処分ノ法律上ノ処分ニ従フヲ言フニ非ズ
 前掲タル債權契約付テモ同一ノ取扱ヲ受
 ズルモノトス

乙、主物

従物附屬スル主ナル物ナリ

元物及果实ヲ論ス

- 一、果实、意義
（我民法ノ果实ハ物ヨリ生ズルモノニ限り）
- 二、天然果实及法定果实
（甲）天然果实
（乙）法定果实

- （乙）法定果实
（甲）物ノ產出物ノ意味
（乙）物ノ用法ニ從テ意味
（丙）甲法ハ使用者ノ定ムル所ニ依ル若シ定テラハトキハ性質ニ依ル
（丁）取得ハ、行爲ヲ必要トスルニ非ズ

意義

- （甲）物ノ使用ヲ他人ニ許容スルコトニ對スル報酬代價ナリ
- （乙）使用ヲ許可スル故使用后返還子スル法律干係
- （丙）存在ヲ要ス

利息ハ、法定果实ニ非ズ
株式會社、配当法定果实ニ非ズ
（壬）爭利息又同シ

- （乙）法定果实ハ之ヲ生ズル法律上ノ原因ヲ必要トス
- （丙）金錢其他ノ物ナリ

三、果实、歸屬

（甲）天然果实
（乙）分體主義

一、歸屬權利者ヲ定ムル民法規定ハ強行法ナリ

- 一、歸屬權利者ヲ定ムル民法規定ハ強行法ナリ
- （予）讓渡行爲ヲ防グス
- 二、何人ノ權者ナルカハ誰權利ニ付キ收益權ヲ含ムヤ否ヤヨリ
- （所有權、地上權永小作權、善意占有者、使用借主）

（乙）法定果实

取得スル權利ノ存続期間自割ヲ以テ取得ス
（變更可能ニタルトキハ期間比例ニテ分配ス）

權利ノ得喪變更ヲ説明スヘシ

- 一、權利ノ得喪變更、意義
- 二、權利ノ得喪變更
- 甲、權利ノ取得
（一）原始の取得
（二）承継的取得
- 特貨
（一）原則トシテ前主ノ權利ニ優先ルコトヲ得ズ
（二）承認事實、外前主ノ權利ヲ毛併セテ証明ヲ要ス

- （乙）從タル權利モ取得ス
創設的取得
繼受的取得（包括承継、特定承認）
- 乙、權利ノ消滅
（一）主觀的（相對的）喪失
（二）客觀的（絕對的）喪失
- 丙、權利ノ變更

- 一、主體、變更
- 二、內容、變更
- 三、性質的變更
- 三、作用、變更

登記ニヨリ對抗要件ヲ備ヘシムルカ如シ

法律事実トハ何ソヤ

- 一 法律要件
 - 1. 一定ノ法律效果ヲ附與スル事實ノ全体ヲイフ
 - 2. 其法律效果ニ事實全部ヲ完備セルトキ將來ニ向ツテ效アリ
 - 3. 法律事実トノ干係
 - 二 法律事実
 - (甲) 人ノ精神作用ニ基ク事實(容態)
 - 1. 外部の容態(行為)
 - (1) 適法行為
 - a 意思表示
 - b. 狭義法の行為(準法律行為)
 - 意思通知
 - 觀念通知
 - 感情表示
 - (2) 違法行為
 - a. 不法行為
 - b. 債務不履行
 - 2. 内部の容態(外部ニ現ハルルヲ要セサルモノ)
 - (1) 意思の容態 一定ノ意思ノ有無
 - (2) 觀念の容態 善意惡意
- (乙) 事件 (事實行為)

法律行為ノ本質ヲ説明スヘシ

- 一 私法の自治契約自由ノ原則
- 二 法律行為ノ意義
- 三 法律行為ノ本質
- 四 意思表示ヲ要素ニル法律要件ナリ
 - 第一說二個又ハ數個ノ意思表示トスル說
 - 第二說意思表示其モノニ非テ要素ナリトスル說
 - 2. 意思表示ヲ要素トス
 - 3. 私法的效果ヲ生ス
 - 2. 私法的效果ノ範圍
 - 1. 直接ニ得喪變更ヲ生スルモノヲ法律行為トス說
 - 只間接ニ得喪變更ヲ生スルモノモ尚法律行為トス
- 五 說
 - 4. 意思表示ニ基キテ法律效果ヲ與ヘラル
 - a. 總テ效果ハ法律ニヨリテ決ヘラル
 - b. 總テ效果ガ行為者ノ真意ヲ合致スルモノニ非ス
 - c. 只主要ナル效果ヲ意思表示ニ基ケルヲ以テ足ル
- 六 法律行為ノ效果
- 七 非法律行為ノ效果

法律行為、種類を説明スヘシ

- 一、法律行為、意義
- 二、法律行為、種類

- 1. 單獨行為 契約合同行為
- 2. 生前行為 死後行為
- 3. 要式行為 不要式行為
- 4. 有償行為 無償行為
- 5. 主たる行為 従たる行為
- 6. 独立行為 補助行為
- 7. 有因行為 無因行為

法律行為、成立要件及效力發生要件を説明スヘシ

一、成立要件

1. 意義

2. 一般成立要件

當事者

目的

意思表示

三、效力發生要件

1. 意義

2. 目的を一定し、要件を具備スルことハ有效要件ナリヤ

成立要件ナリヤ

・有效要件ナリト解ス

(同説 川名

標積)

法律行為、目的ニ付テ論スヘシ

一、意義 (内容ヲイフ)

抽象的内容
要素
要素

具体的内容……各但、法律行為ニテ異ル

二、目的ニ關スル要件

(甲)目的ノ確定

(乙)目的ノ可能

不能 (物理的及社会的不能ヲ含ム)

原始の不能 事實の不能

后絶の不能 法律の不能

客観的不能 全部不能

主観的不能 一部不能

(丙)目的ノ適法

1. 強行法ニ反スル事項ヲ目的トスル時ハ無効ナリ (至悉)

2. 脱法行為ノ效力如何

1. 禁止ノ趣旨カ手段ニ存スル場合 (有效)

2. 禁止ノ趣旨カ目的ニ存スル場合 (無効)

(丁)目的ノ社会的正当性

1. 目的ノ反社会性

1. 公序ノ良俗ノ意義

2. 公序ノ秩序ノ意義

3. 善良ノ風俗ノ意義

4. 公序ノ良俗トノ干渉

2. 動機ノ反社会性

第一說 (客観說)

第二說 (主観說)

第三說 (折衷說)

3. 手段ノ反社会性

4. 暴行行為

法律行為ノ解釈ニ付テ述ヘヨ

一、法律行為ノ解釈ノ意義

法律效果有スルコトヲベキ (有スルト異ル) 法律行為ノ意

義ヲ確定スルヲ云フ

三、解釈ノ基礎

(一) 意思表示ニ在リ

標準 内心の效果意思ニ非スニテ表示セラレタル效果意思

思字句ノニ拘泥セズ意思表示トシテ合理的ニ解釈

三、法律行為ノ解釈ノ法律ノ解釈

事實タル慣習ヲ論ス

- 一、民法第九十二條
- 二、事實タル慣習ノ意義
- 三、事實タル慣習ノ種類
- 四、事實タル慣習ノ效力
 - 一、意思表示ヲ解釈シ又ハ補充スルニ效力ヲ有ス
 - 二、表示ヲ要スルヤ
 - 三、事實タル慣習ノ存否ハ事實問題ナリ(慣習法ト異ナリ)
 - 五、事實タル慣習ト慣習法ノ干渉

一、法のノ認識ヲ欠キ隨テ法の慣行ニアラサル場合法の要件ヲ備ヘサルモノ

二、法令ニ規定アル事項ニ関シテ法令ニ於テ認めラレザルモノニ非サル故慣習法ニ非サルモノ

意思表示トハ何ソヤ

一、意義

二、意思表示ノ成立要素

(甲) 效果意思

- 1. 表示上ノ效果意思(常ニ要ス)
- 2. 内心的效果意思(主義アリ)
- 3. 效果意思ノ内容
 - 法律的效果説
 - 經濟的效果説

極端ニ失ス

1. 法律效果其ノモノヲ欲スルヲ要セズ

只全部ニ亘ルニ要セズ

八、法的手段ニヨラサル意思アルトキハ法律行為タルヲ得ス

4. 效果意思ノ性質

1. 心理作用ハ法律效果ヲ対象トス

四、效果ニ対スル認識ニ于テ足ルカ欲望ヲ要スルヤ

(欲望ヲ要ストス)

(乙) 表示意思

1. 表示行為カ效果意思ノ表示タリ得ベキ事ニ対スル心理作用ナリ

2. 目的主義

概念主義(正トス)

(丙) 表示行為

1. 人ノ行為ナルコト

2. 表示價值ヲ有スルコト(不作爲ハ如何)

(丁) 意思ト表示トノ錯誤

1. 意思主義

2. 表示主義

3. 折衷主義

三、意思表示ノ種類

1. 独立ナルモノ然ラザルモノ

2. 相手方アルモノ無キモノ

心裡留保ヲ説明スヘシ

- 一、心裡留保ノ意義
- 二、心裡留保ノ成立要件
- 三、意思表示ノ存スルコト
- 四、表示ト意ト附合セサルコト
- 五、表意者ガ真意ト附合セサルニトテ知ルコト
- 六、心裡留保ノ效果
- 七、原則
- 八、例外
- 九、無効

一、相手方カ表意者ノ真意ヲ知ルトキ
 二、相手方カ知ルコトヲ得ヘカリントキ（行爲當時ニ於テ）
 （相手方アル意思表示）

第三者ニ対抗シ得ルヤ（学説アリ）
 善意第三者ヲ保護スヘキモノトス

三、準証責任
 一、有效ナルコトヲ主張スルモノハ心裡留保ノ不在ヲ証明スルヲ要セス

四、隠匿行爲

五、九十三条ト九十六条トノ競合
 六、九十三条ノ適用範圍

然レ意思表示ニ適用アリ
 但書ハ相手方アル意思表示ノニ適用アリ

虚偽表示ヲ説明スヘシ

- 一、虚偽表示ノ意義
- 二、虚偽表示ノ要件
- 三、虚偽表示ノ存スルコト
- 四、真意ニ非サルコト
- 五、真意ニ非サルコトニ付キ表意者カ認識アルコト
- 六、相手方トノ間ニ通牒スルコト（特色）
- 七、特定ノ動機ニ出ヅルコトヲ要セス
- 八、虚偽表示ノ效果
- 九、當事者相互間ニ於ケル效果
- 一〇、無効ナリ
- 一一、無効ノ意義
- 一二、本条ト七〇八条トノ關係（場合ヲ分テテ論ズベシ）
- 一三、債權契約物權契約トモ虚偽ナルトキ（七〇八条ト干係セズ）

乙、第三者ニ対スル效果
 一、善意ナル場合
 二、悪意ナル場合

八、第三者ノ意義

一、善意ノ意義
 二、善意ノ意義
 三、利害干係ヲ生ズタルトキ善意

三、對抗スルコトヲ得ズノ意義

四、當事者カ虚偽表示ヲ撤回スタルトキ（判例アリ）

四、隠匿行爲トノ干係

五、信託行爲トノ干係

信託行為ヲ説明スベシ

- 一、信託行為ノ意義
- 二、信託行為ノ要件
- 三、信託行為ノ性質
- 一、相手方ニ經濟、目的ヲ超過シタル權利ヲ供フルコト
- 二、相手方ニ其ノ目的ノ範圍内ニテ權利ヲ行使セシムルコト
- 三、虛偽表示トノ差異
- 一、信託行為………效果意思アリ
- 二、虛偽表示………效果意思ナク

- 三、信託行為ノ效力
- 一、無效説
- 二、有効説
- 1. 相對的權利移転説
- 2. 絕對的權利移転説
- (物權的制限説)
- (債權的制限説) (正説)

- 四、信託行為ト虚偽表示
- 五、信託行為ト脱法行為
- 六、信託行為ト隱匿行為
- (附信託ニ関シテ信託法信託業法ノ制限アリ)
- 信託法ニ條ノ地位ニハ
- (主トシテ受託者ノ利益ノタメニナル信託ハ含マサルコト)

錯誤ヲ論ス

- 一、錯誤ノ意義
- 二、錯誤ノ種類
- 甲、動機ノ錯誤
- 乙、意思表示其ノモノニ於テノ錯誤
- 一、表示上ノ錯誤 (表示行為自体ノ誤ル)
- 二、表示ノ内容ニ於テノ錯誤 (表示ノ意義ヲ誤ル)
- 三、法律行為ノ要件ノ錯誤
- 四、法律行為ノ要件ノ錯誤ノ效果

- 一、錯誤ノ種類
- 1. 動機ノ條件トシテナルトキ内容上ノ誤
- 2. 動機ノ條件トシテ内容上ノ誤
- 甲、動機ノ錯誤
- 乙、意思表示其ノモノニ於テノ錯誤
- 一、表示上ノ錯誤 (表示行為自体ノ誤ル)
- 二、表示ノ内容ニ於テノ錯誤 (表示ノ意義ヲ誤ル)
- 三、法律行為ノ要件ノ錯誤
- (一) 要素ノ意義
- 1. 學說
- 2. 要素ノ意義
- 三、法律行為ノ要件ノ錯誤
- 四、法律行為ノ要件ノ錯誤ノ效果

- 一、取消主義
- 二、無效主義
- 三、我民法ノ主義 (瑕疵担保ト本条トノ關係)
- 原則 無効
- 例外 重過失ノ場合
- 五、錯誤ニ似テ非ナルモノ
- 一、意思表示ノ誤謬
- 二、不故意

詐欺ニ依ル意思表示ヲ説明スヘシ

一、詐欺、意義

二、詐欺、民法上ノ效果
（加害行為ニ對スル效果）

三、詐欺ニ依ル意思表示ノ意義

四、詐欺ニ依ル意思表示ノ要件

一、客觀的條件

1、錯誤ノ存スルコト
（要部ニ付テ生シタルキ九十五條ニ依リ）
（内容ハ事實ニ付テ生シタル事ヲ必要トセ）

2、欺罔行為ノ存スルコト

a、錯誤者ヲ利用スルハ如何
b、疑リタル意思ノ陳述
c、沈黙

3、錯誤ト欺罔行為トノ因果關係

4、錯誤ト表示トノ因果關係

5、意思表示アリタルコト

2、主觀的條件

1、故意アルコト

a、錯誤ニ陷ラシメントスル故意ヲ要ス

b、ソレヨリテ意思ヲ決定セシメントスル故意ヲ要ス

c、判得シ又ハセシメントスル意思ヲ要セス

5、詐欺ニヨル意思表示ノ效果

1、原則 取消スコトヲ得

2、制限 善意ノ第三者ニ對抗スルヲ得

（取消ノ事ヲ得ルモ当事者間ニ止ル）

3、第三者ノ行ヘル詐欺

1、相手方ナキ意思表示（常ニ取消シ）

2、相手方アル意思表示

1、第三者ノ為メニスル契約ニ於ケル第三者ハ、
當事者説
2、第三者ノ為メニスル契約ニ於ケル第三者ハ、
當事者説（正）

六、詐欺ト不法行為

一、強迫ノ意義

二、強迫ニ因ル意思表示ノ意義

三、要件

1、客觀的條件

(1) 表意者ニ畏怖ヲ生シタルコトヲ要ス

(2) 畏怖ハ強迫行為ニヨリ生シタルコトヲ要ス

a、強迫行為ノ意

b、害悪ノ種類

c、ヲ變ゲツヘルモノ

(3) 畏怖ニヨリテ意思表示ヲナシタルコト

2、主觀的條件

(1) 強迫ノ故意アルコト

(2) 畏怖ニヨリテ意思表示ヲナシタルコト

3、強迫ノ違法

違法ハ何ソヤ（目的違法説
手段違法説）

4、強迫ニ因ル意思表示ノ效果

1、表意者ニ於テ取消スコトヲ得

2、善意ノ第三者ニモ對抗スルコトヲ得

3、第三者ノ行ヒタル強迫モ含ムヘト解ス

4、意思表示カ当然無効ナルトキハ適用ナシ

(1) 暴行ニヨル行為

(2) 意思ノ自由ヲ奪フタルトキ

(3) 九十二條但書ニヨル無効行為

5、強迫ト不法行為

強迫ニ因ル意思表示ヲ説明スヘシ

意思表示、效力発生時期ヲ論ズヘシ

一、意思表示ノ意義
二、效力発生時期

甲、相手方ニ意思表示ノ效力発生時期
特別規定ナラハ成立ト公時

乙、相手方ニ意思表示ノ效力発生時期

ハ、隔地者ニ対スル意思表示

1. 対話者 隔地者ノ區別ノ標準

只、效力発生時期

ア、表示主義

ハ、総信主義

シ、受信主義……(民法)

ダ、知主義

ハ、到達ヨリテ其ノ效力ヲ発生スル意思ニ基クコト
又、相手方ノ実力内
シ、到達主義ノ結果

ニ、到達前ニ撤回シ得

ロ、遅延スル故障ハ表意者ノ不利ヲ

シ、到達前表意者ニハ能力喪失

2. 対話者間ニ於ケル意思表示

了知説

到達説(正説)

丙、九十七條ハ黙止ノ意思表示ニ適用ナリヤ

積極説(鳩山氏)

消極説(富井氏)

意思表示、受領能力ヲ説明スヘシ

一、意思表示受領ノ意義(行爲能力ノ適用ナシ)

二、受領能力ノ範圍

行爲能力ニ比シテ寬ナラサルヘカラス(知ノ能力ニ)

三、受領無能力者

1. 未成年者及喪失

(但シ行爲能力ヲ有スル範圍ニハ之ヲ有スト解ス)

2. 受領無能力ノ效果

(1) 無効又ハ取消シ得ベキニ非ス唯對抗シ得サル

ニ止ル

無能力者ノ方面ヨリ對抗シ得

(四) 法定代理人カ了知ニタルトキハ其時ヨリ有效

(三) 能力回復后了知ニタル時モ同様ト解ス

(二) 一時的ノ能力喪失 妨ケンシ

(ホ) 本条ノ範圍

対話者ノ範圍者
共通ナルモノト解ス

代理、性質ヲ説明スヘシ

一代理、意義 (意思表示ノ補助)
二代理、性質

1. 意思表示ヲナシ受クル者ハ代理人自身ナリ
2. 本人ニ何カ故ニ法律效果ヲ生ズルカ

1. 本人行爲説

2. 共同行爲説

ハ、代表説 (代理人行爲説)

6. 百一条 (取消権ハ本人) 意思能力ヲ要ス

7. 共同代理ノ場合

2. 本人ニ付テ直接法律效果ヲ生ズ (非法律效果モ)

2. 直接、意義

6. 能力者タルヲ要セス

3. 顕名主義

2. タメニノ意義 (法律效果)

2. 例外 (相手方、知りタルトキ)

(商法代理)

4. 意思表示ニ関ス (積極代理、消極代理)

不法行爲代理ナシ

事實行爲代理ナシ

代理ノ許可 (親ニマサレモアリ) (絶対不許可)

(努勞代理)

5. 代理権ノ存在 (一定ノ關係)

三代理ト似テ異ルモ)

1. 使者

2. 代表

3. 代理占有

4. 民法カ代理人ト看做セル者 (遺言執行者)

5. 自己ノ名ニ於テ他人ノ財産ニ影響ヲ及ボス行爲ヲス者

代理、種類ヲ述ベヨ

一代理、意義

二代理、種類

1. 直接代理

2. 法定代理

3. 積極代理

4. 有権代理

5. 一般代理

6. 一方代理

7. 普通代理

間接代理

委任代理

消極代理

無権代理

特別代理

雙方代理

複代理

代理権ノ性質及發生原因ヲ論ス

- 一 代理権ノ意義
- 二 代理権ノ性質
- 一 否認説
- 二 權利説
- 三 資格説(能力説)正説

三 代理権發生原因

- 一 法定代理
- 二 法律ノ規定
- 三 本人外ノモノノ指定又ハ選定
- 四 裁判所ノ選任
- 五 委任代理
- 六 單獨行為説
- 七 契約説

- 一 無名契約説(代理権其ノモノヲ目的)準委任契約
- 二 授權行為ハ有因ナリヤ無因ナルヤ
- 三 契約説ヲトビハ問題ナシ
- 四 無因説
- 五 有因説
- 六 相對的有因説

(通常有因ナルモ無因トシ得)

代理権ノ範圍ヲ説明スベシ

- 一 代理権ノ意義
- 二 代理権ノ範圍
- (發生原因ニ基キテ之ヲ決スヘキナリ)
- 一 法定代理 法律規定ニ依ラシ
- 二 任意代理 授权行為ニヨル
- 三 範圍明瞭ナラサル時ノ民法ノ規定
- 四 權限ノ定メナキ場合(代理権アルモ範圍ノ定メナキナリ)
- 五 保存行為
- 六 代理ノ目的タルモノハ權利ノ性質ヲ變テサル利用又ハ改良行為
- 七 利用行為
- 八 改良行為
- 九 雙方代理ノ制限
- 一〇 雙方代理禁止ノ理由
- 一一 學說下リ(便宜上トナス)
- 一二 強行法ニ非ス
- 一三 當然無效トナラス無權代理トナル
- 一四 法定代理ト任意代理トニ適用アリ
- 一五 例外(債務履行)
- 一六 被代理人ヲ送任シテ既又方代理禁止ヲ免ルルヲ得ス

三 共同代理権

共同セルトキハ越權ノ無權代理トス 特別ノ規定ナクハ各自獨立ナリト解ス

民法第百二条(代理人、能力)ヲ論ス

一、代理ノ觀念
二、本條ノ意義

代理人カ無能力者タル事ヲ理由トシテ其代理行為ヲ取消ス事ヲ得サルヲ意味ス本人代理人間ノ干係ヲ規定セルニ非ス

三、本條制定ノ立法理由

無能力者ノ保護ニ欠クルコトナシ

第三者保護 取引ノ安全

四、本條適用ノ範圍

法定代理ニ任意代理ニ適用(本條ニ制限ナシ)

但シ法定代理ニ付キテハ成ル可ク能力者ヲ當ラン

アルヲ適當トス

五、本條適要ノ效果

一、本人相手方間ノ干係

二、本人ハ代理行為ヲ無能力ノ理由ニヨリ取消シ得ス

不利ヲ負フ

二、代理人相手方間ノ干係

代理行為取消權ハ本人カ有スルモノニシテ故取消シ得ス不利ヲ負フ

三、本人無能力者間ノ干係(本條ノ規定スルトコトニ非ス)

準禁治産者妻ナル場合

禁治産者ナル場合

未成年者ナル場合

四、授權行為取消ノ代理行為ニ及ボス效果(取消ノ遡及效)

対内干係ニ於テ取消アルモ對外干係ニ於テ既ニナシ

タル行為ノ效力ヲ妨ケサルモノト解スヘシ

五、本條百一条トノ干係

意思能力ヲ要セスルモ代理性質ノ行為ニシテモ之ヲ要スヘシ

復代理ヲ説明スヘシ

一、復代理人ノ意義

二、復代理人ノ性質

一、代理人ノ權限ヲ行フモノナリ

二、代理人カ自己ノ名ニ於テ送任スルモノナリ

三、本人ハ代理人ナリ

四、復任權ノ性質 特別ノ權利ナリ

一、任意代理 b、例外 a、原則 有セス

二、法定代理 一徹有ス

五、復代理人選任ノ結果

一、本人ハ代理人トシテ 權限原代理人ノ權限ノ範圍ニ限サル

二、代理人ト同一法律上ノ地位ニ立ツ

三、本人代理人間ノ同一法律上ノ權利義務成立ス

四、代理人復代理人間ノ干係

(兩者ノ間ニ存スル契約ニヨル)

五、復代理人ハ更ニ復代理人ヲ選任シ得ルヤ

積極説 嚴格ナル条件ノ下ニ許ス可トス

消極説

六、代理人ノ責任

一、委任代理ノ場合

a、原則

b、例外

二、法定代理ノ場合

a、原則

b、例外

代理権ノ消滅ヲ論ズ

- 1. 代理権消滅原因
 - 人 兩種ノ代理ニ共通ナル消滅事由
 - 1. 本人ノ死亡
 - 例外 商行爲 急迫ノ事情下ル場合
 - 口 代理人ノ死亡
 - 例外 急迫ナルトキ
 - ハ 代理人ノ禁治産
 - ニ 代理人ノ破産
 - (本人ノ禁治産及破産ノ原因タラス且是等ハ非強行法規ナリ)
 - 2. 法定代理ニ特殊ナル消滅事由
 - 3. 任意代理ニ特殊ナル消滅事由
 - ハ 相對固有親子株トハ当然消滅スルモノニテ、ハ
 - 口 委任ノ取消ハ遡及效アリ
 - ニ 例外
- 4. 代理権消滅ノ消滅事由
 - ハ 代理権消滅ノ一般原因
 - 2. 代理人復代理人ノ授權契約ノ終了
 - 3. 代理人ノ有スル代理権ノ消滅
- ニ 代理権消滅ノ結果
 - ハ 前代理人ノ代理行爲ヲナスモ無權代理(表見代理)トナル
 - 2. 民法ハ此点ニ特別ヲ設ケタリ

表見代理ヲ説明スヘシ

- 1. 表見代理ノ意義
 - (1) 代理権アリト信スギキ正当事由下ルコト
 - (2) 本人ト自稱代理人間ニ一定ノ係アリコト
 - (3) 法律上ノ拘束ヲ受ケルコト
- ニ 共通ノ要件及效果
 - (1) 本人ト自稱代理人間ニ一定ノ係アリコト
 - (2) 本人ト自稱代理人間ニ一定ノ係アリコト
- 三 表見代理ヲ認メタル理由
 - ハ 表見代理タル場合
 - 1. 百〇九条ノ表見代理
 - (1) 要件
 - ハ 第三者ニ對シ他人ニ代理ヲ與ヘタルコトヲ表示スルコト
 - ニ 他人ト稱シ若キ法律行爲ヲナシタルコト
 - ハ 他人ニ代理権ノ附與ナカリシコト
 - (2) 效果
 - ハ 真正ニ任スノ意
 - ハ 適用範圍 任意代理ノミ
 - 2. 百十條ノ表見代理
 - (1) 要件
 - ハ 権限ヲ超ヘタル代理行爲ヲナスコト
 - ハ 相手方カ代理権アリト信シタルコト
 - ハ 信スベキ正当ノ事由下ルコト
 - (2) 效果
 - ハ 九条ト会シ (無過失責任)
 - ハ 適用範圍 兩種ノ代理ニテリ
 - 3. 百十二條ノ表見代理
 - (1) 要件
 - ハ 相手方カ善意無過失ナルコト
 - ハ 代理権消滅後ナルコト
 - (2) 效果
 - ハ 對抗ニ得サルノ意
 - (3) 本条ノ表見代理ヲ認メタル理由
 - (消滅ノ公示)

無權代理ヲ説明セヨ(狹義無權代理)

- 一、無權代理ノ意義
- 二、狹義ノ無權代理
- 三、甲契約ノ無權代理
 - (A) 本人相手方間ノ干渉
 - (B) 本人ニ対スル效果
 - (C) 當然拘束力ヲ生ゼス
 - (D) 追認

- 又相手方ニ対スル效果
 - a 追認ノ性質
 - b 追認ノ方法
 - c 追認ノ要件
 - d 追認ノ效果(例外アリ)
 - e 追認ノ拒絶
 - 各追認権者

- (A) 催告権
 - (a) 催告権
 - (b) 取消権
- (B) 無權代理人ノ責任(相手方ニ対スル)
 - (a) 責任ノ内容
 - (b) 責任ノ要件
 - (c) 責任ノ根據

- 乙、單獨行爲ノ無權代理
 - (a) 本人無權代理人ノ干渉

一、原則トシテ無効ナリ

2、例外(相手方ニ對スル單獨行爲ニ付キ)

○相手方ニ對スル無權代理人ノ單獨行爲

(a) 行爲ノ當時相手方カ代理權ヲキコトヲ同意シタルトキ

(b) 代理權ヲ爭ハサルトキ

○相手方ノ無權代理人ニ對スル單獨行爲

無權代理人カ同意ヲ與ヘタルトキ

無權代理人ノ責任ヲ論ス

- 一、無權代理人ノ意義(狹義ノ無權代理人ト稱ス)
- 二、無權代理人ノ責任ノ内容
- 三、履行
 - 1、損害賠償
 - 2、無權代理人ノ責任ノ要件
 - 3、消極的條件

- 1、相手方カ代理人ナキ事ニ付キ善意無過失ナルコト
- 只無權代理人ノ過失ヲ要セス
- ハ、無權代理人カ能力者ナリニコト
- ニ、相手方カ撤回ヲナサルコト
- 2、積極要件
 - 1、代理行爲ヲナシタルコト
 - 只本人カ追認ナサルコト
 - ハ、本人ニ對シテ效力ヲ生ゼサルコト
 - ニ、代理權ナキコト

四、無權代理人ノ責任ノ根據

1、過失說

只、當事者說

ハ、担保說

ニ、法律責任說

五、無權代理ノ責任ノ性質(無過失責任)

六、無權代理人ノ責任ノ範圍

1、一ツノ選択債務

只、損害賠償ノ範圍

ア、消極利益說

ビ、積極利益說

七、單獨行爲ニ於ケル無權代理人ノ責任

單獨ニテ問題ヲ生スルハ相手方カ代理人ノナキコトヲ知

リ又知ラサルニ付過失ナル場合下ル故實際ニ問題ヲ生

スルニトナシ

無権代理人、法律行為に無能力者、

法律行為、差異如何

一、概況

- 二、両者、差異
- 1. 追認前、效力上、差異
- 2. 催告行使、效果、差異
- 3. 追認、效力、発生時期、差異
- 4. 追認ヲ受クヘキ者ヲ異ニス
- 5. 追認ノ性質ノ差異

法律行為、無効ヲ論ス

一、無効ノ意義

二、無効ノ性質

1. 法律行為上、效果ニ干ス

2. 效力ナキヲ言フ

3. 確定的ナリ

4. 当然效力ナキモノナリ

例外

久、特定人対シテ主張ニ得ル

b. 特定人無効ヲ主張ニ得ル

c. 特定人対シテハ当然無効トシタル場合

三、無効ノ原因

1. 一般共通ナル原因

2. 特殊行為ニ特殊ナル原因

四、無効ノ種類

1. 絶対無効 相對無効

2. 全部無効 一部無効

3. 当初無効 事後無効

五、無効ナル行為ノ追認

1. 追及的追認

2. 非追及的追認

1. 新ナル行為ト看做サル

2. 追及致ノ特約如何

六、無効ナル行為ノ轉換

七、無効ナル行為ト取消シ得ベキ行為ト、差異

八、無効ナル行為ト無権代理人ノ為メタル行為ト、差異

取消シ得ヘキ法律行為ノ性質ヲ説明ス

一、意義（取消ノ意義）

二、性質

一、應故力ヲ生スル行為ナリ

二、未確定ナル状態ニナリ

三、取消権者ノミ取消ヲシ得

四、取消権ノ消滅ニヨリ有效トナル

三、取消ノ原因

一、共通ナルモ、

無能力 意思表示ノ瑕疵

二、特殊ナルモ、

四、取消シ得ヘキ行為ト條件附行為ト、差異

五、無権代理人ノナシタル行為ノ差異

取消権ノ性質及取消権者ヲ説明ス

一、取消シ得ヘキ法律行為

二、取消権ノ性質

一、形成権

二、意思表示ニヨリ效力ヲ消滅セシムル事ヲ内容トス

三、取消権者

甲、一般取消権者

一、無能力者

無能力者ガ單獨行使シ得ルヤ（積極説（正当トス））

二、瑕疵アリル意思表示ヲ爲シタルモ、

三、代理人

（本人ノ代理トシテ行使ス）

保証人ハ特別委任ヲ要ス

四、承継人

包括承継 特定ノ承継トモアリ

一、取消シ得ヘキ行為ニヨリ生シタル放棄ノ承継（ナリト）

説

四、取消権ヲ讓受ケタルモノト、説

一、地位ト共ニ取消権ヲ讓受ケタルモノトナス説

保証人ハ如何

積極説

消極説（正説トス）主タル債務ノ取消権ヲモ

行使シ得ス

五、夫

妻ト独立シタルモノナリ

妻ノ取消権トノ干渉

一身ニ屬スル権利ナリ（妻ノ取消権ヲ行使專屬ニ非ナリ）

スル説

管領ノ解消ニヨリテ消滅

取消ノ方法及其ノ效果ヲ論ス

- 一、取消ノ意義
- 二、取消ノ方法
- 一、意思表示ニヨリテナス(条件ヲ附スルヤ否ヤ)
- 二、取消ノ相手方
- 一、確定セザルトキ
- 二、確定タルトキ(当初ノ相手方ナリ)
- 三、相手方数人アル場合
- 原則 数人ニナス
- 例外 可分ナル場合ニ一部取消

- 三、取消ノ效果
- 一、溯及效力生ズ 例外(身分干渉)
- 二、物權的效果ヲ生ズ 例外(詐欺ニヨル場合)
- 三、當事者ノ返還義務 一九三条ノ要件
- 一、無能者ノ場合ノ返還義務
- 二、一般ノ場合ノ返還ノ義務
- 一、不當利得説
- 二、全部返還説
- 三、區別説
- α 全部返還ヲ生ズル場合
- β 不得利得返還ヲ生ズル場合
- 四、取消ノ效果ト百九十二条トノ干渉

取消權ノ消滅ヲ論スヘシ

- 一、取消權ノ意義
- 二、取消權ノ消滅原因
- 三、取消權ノ消滅

(甲) 追認

- 一、追認ノ性質
- α 取消權拋棄説
- β 反対説
- 二、追認ノ效果
- 追及效ニハ例外アリ其第三者ノ権利(無用規定)

三、追認ノ要件

- α 取消權者カナスコト
- β 原因ノ状況止ミタルコト
- γ 原因事由ヲ了知シテナスコト
- δ 取消ニ得ベキ行爲ナルコト

四、追認ノ方法

- (乙) 追認ト看做サレル事實
- 一、法定追認ノ要件
- 一、百二十五条列記事實ノ一存スルコト
- 二、取消權者カ追認ニ得ル時以後ナシト
- 三、取消權者ガ異議ヲ止メザリシコト
- 四、追認ノ意思ヲ有シタルコトヲ要セズ

二、黙止ノ追認

- 全部又部履行
- 履行請求
- 更改
- 担保付与
- 全部又部讓渡
- 強制執行

(丙) 取消權ノ时效

- 一、短期时效 五年
- 二、長期时效 二十年
- 期間ノ性質
- 一、時效期間説(通説)鳩山
- 二、時効期間説

法律行為、附款トハ何ゾヤ

- 一、私法、自治、原則
- 二、附款、意義
- 三、附款、性質
- 四、外部ニ存スルニ非ス
- 五、附隨的意義ヲ有スル意ニ非ス
- 六、附隨的價値ヲ有スルモノニアラス
- 七、當事者ニ於テ附加セラレタルモノナリ
- 八、条件
- 九、期限
- 十、負擔
- 十一、附款、效果
- 十二、法律行為、效力ヲ發生或更消滅(制限入)
- 十三、公俗良俗トシテ關係
- 十四、附款ニアラザルモノ

條件トハ何ゾヤ

- 一、條件ノ意義
- 二、條件ノ性質
- 三、法律行為ノ效力發生消滅ヲ制限ス
- 四、(制限スルハ成立ニプラスシテ效力ナリ)
- 五、將來且不确定ナル事實ヲ内容トス
- 六、不确定ノ數ニ付キ
- 七、主觀的不確定說
- 八、客觀的不確定說(通說)
- 九、當事者ノ意思ニ基クテ要ス
- 十、法定條件ハ條件ニ非ス
- 十一、法律行為、附款ナリ
- 十二、意思ノ一部ナリ(意思ト表示ヲ要ス)
- 十三、獨立ノ法律行為ニ非ス
- 十四、三、條件ト期限ト、差異

條件、種類ヲ述ヘヨ

- 一、條件ノ意義
- 二、條件ノ種類
- 1. 停止條件
- 2. 積極條件
- 3. 隨意條件
- 解除條件
- 消極條件
- 偶成條件、混成條件

隨意條件
 單純隨意條件
 純粹隨意條件

一、條件ノ意義
 二、條件ノ成就

1. 意義
 2. 效果

1. 停止條件ニ對スル效果
 2. 解除條件ニ對スル效果

3. 撤制的ノ條件成就

1. 要件

a. 故意行爲アルコト

b. 不利益ヲ受クヘキ當事者カ爲シタルコト

c. 成就ヲ妨ケタルコト

d. 不成就ノ結果ヲ生シタルコト

ロ、效果

條件成就ト者做ス
 只者做サズ損害賠償ノ選擇行使スルヲ得

三、條件ノ成就

1. 意義

2. 效果

1. 停止條件ニ對スル效果

2. 解除條件ニ對スル效果

3. 撤制的條件不成就

特別規定アルトキハ、損害保險ノ如ク之ニ從ヒ
 然ラザルトキハ信義則ニヨリ當事者ノ意思ヲ解釈

條件、成就及不成就ヲ説明セヨ

條件附法律行為、效力ヲ論ス

一、條件附法律行為、意義

二、條件附法律行為、效力

(甲) 條件、成否確定後、效力

(1) 條件成就、效果

停止條件付
解除條件付

1. 当然ニ生ズ

2. 物权的ニ生ズ

3. 不遡及ノ原則

(百二十九条、制限ヲ受ク)

三、遡及效、特別

(2) 不成就、效果

(2) 條件成否確定前、效力(條件附权利ヲ有ス)

(1) 條件附权利、意義

(2) 條件附權利、内容

(3) 條件附权利、内容

(1) 當事者間

4. 相手方、利益ト接觸スヘキ場合

5. 事實上ノ行為ナル場合(損害)

6. 法律上ノ処分タル場合

債權の行為ナル場合 有效

物權の行為ナル場合 無效

b. 損害賠償請求權等ハ成就シ條件トス

(四) 第三者ノ侵害(不遂行為トナル)

(4) 條件付法律行為、処分、相続、保存、担保

(5) 百廿八百廿九適用範圍

(6) 條件附权利ニ對スル他ノ規定

假裝條件ヲ説明スヘシ

一、假裝條件ノ意義
二、假裝條件ノ種類

1. 法定條件

2. 既定條件

3. 不法條件

4. 不能條件

5. 必成條件

三、假裝條件附法律行為ノ效力

1. 法定條件付ノ場合

法律カ將來不確定事實ニ繫ラシメタルトキ行為

當時事實ノ存在スル事ヲ要トシタル場合

2. 既定條件ノ場合

1. 積極的既定條件ノ場合

2. 消極的既定條件ノ場合

3. 既定條件ヲ主觀的ニ不確定ナル場合

4. 消極的既定條件ノ場合(一全部ニ對シテ)

1. 積極的ナル場合

2. 消極的ナル場合

4. 不能條件

5. 必成條件(條件ニ非スニテ期限ナリ)

條件、許可ノ制限ヲ説明スヘシ

- 一、條件、許可
- 二、條件、許可ニ対スル制限

ハ、公益上ノ不許可

(公序、良俗ニ反スルモノ)

2. 私益上ノ不許可

(1) (直接ニ私人ノ不当ニ利益ヲ害ス公序良俗ニ反スルモノ)

單獨行為ニ対スル條件コトナリ

(2) 例外

- 1. 相手方が同意セラル場合
- 2. 相手方が隨意条件ナリ場合

期限ノ意義及種類ヲ説明スベシ

一、期限ノ意義

- 1. 法律行為ノ效力ノ発生債務履行又ハ效力ノ消滅ヲ制限スルモノナリ

履行ヲ制限スルモノ(始期)

效力消滅ヲ制限スルモノ(始期)

效力発生ヲ制限スルモノ(明文ナキモ認ララル)

2. 到来確定ナル將來ノ事實ヲ内容トス

3. 法律行為ノ附款ナリ

4. 期限ト条件トノ差異

二、期限ノ種類

1. 始期 終期

2. 確定期限 不確定期限

期限附法律行為、效力ヲ説明スヘシ

一、期限附法律行為、意義

二、期限附法律行為、效力

甲、期限到来後、效力(当然且物权的)

絶対ニ避及致テ生セザル點ニテ条件ト異ル

乙、期限到来前、效力

一、始期附法律行為

(一) 履行ヲ停止スル始期付法律行為

(二) 效力ノ發生其ノモノヲ停止スル始期附行為

(希望ハアリ)

二、終期附法律行為

(期待権ヲ有スルモノ)

期限、利益及喪失ヲ説明ス

一、期限、利益ノ意義

(期限ニヨル法律效果ノ期限ニ因リテ當事者、有スル

事實上、利益ヲイフ)

二、期限ノ利益ヲ有スル者

一、具體的ノ事情ニヨリテ合ミカラス

二、民法ハ債務者ノタメト推定ス

適用ハ債權行為ノミ

推定ナル故反証ヲ許ス

三、期限ノ利益ノ拋棄

一、拋棄ノ性質 原則トシテ拋棄ニ得

二、拋棄效果

(一) 期限到来ト同一効力生ス

(二) 相手方、利益ヲ害スルヲ得ス

一、廣義義說 双方々々ナル場合

二、狹義義說 一方ノタメニナル場合ハ適用

四、期限ノ利益ノ喪失

一、喪失原因

(一) 破産宣告

(二) 担保ノ毀損又ハ減少(債務者ノ過失ヲ要セズ)

(三) 担保義務ヲハトキ之ヲ伏セザルトキ

二、喪失ノ效果

期限到来ト同一ニ非ス

債務者ハ期限利益ノ主張ヲナス得ザルモ債權者

ハ主張スルヲ妨ケス

負担トハ何ソヤ

- 一、負担ノ意義
- 二、負担ノ性質
- 三、無償行爲ノ附款ナリ
- 四、独立性ナシ
- 五、法律行爲ノ效力ヲ制限スルモノナリ
- 六、受益者ノ義務ヨリ成ル
- 七、負担ノ效力
- 八、履行前ノ效力
- 九、履行效力
- 十、双務契約ニ于テハ規定ノ適用アリ
- 十一、負担ト条件トノ差異

期間トハ何ソヤ

- 一、期間ノ意義
- 二、期間ノ法律效果ニ及ホス影響(性質)
- 三、期間ノ原因
- 四、法令
- 五、裁判上ノ命令
- 六、法律行爲
- 七、期間ノ種類
- 八、予定期間
- 九、時効期間
- 十、期間ト期日

期間、計算方法ヲ説明セヨ

- 一、期間、意義
- 二、期間、定メ方
- 一、特定ノ日時ヲ以テ定ムル方法
- 2. 一定日時ヲ標準トシテ到来日時ヲ算出スル法

三、期間ノ計算法

- (甲) 期間ノ起點及終點法
- 1. 起點ノ計算法
- (1) 時ヲ以テ定ムル場合(即時)
- (2) 日週又ハ年ヲ以テ定ムル場合(初日算入セズ)
- 2. 終點ノ計算法
- (1) 時ヲ以テ定ムル場合(到来時)
- (2) 日週又ハ月年ヲ以テ定ムル場合(末日、午后十三時)

(2) 時間經過ノ計算法

- 1. 立法主義
- (1) 自然主義
- (2) 曆法主義
- (3) 両主義ノ利害
- 2. 裁民法(原則トシテ曆法)
- (1) 週月又ハ年ヲ以テ定ムル場合
- (2) 日ヲ以テ定ムル場合
- (3) 時以下ヲ以テ定ムル場合

時效、性質ヲ論ス

- 一、時效ノ意義
- 二、時效ノ性質

八、法律事實ナリ

- 2. 一定ノ期間ノ至過ヲ要素トス
- 3. 一定ノ事實状態ノ継続ヲ必要トス
- 4. 権利得喪ノ原因ナリ
- (1) 得喪ハ当然ニ生ズ
- (2) 效果ハ絶対的ナリヤ相對的ナリヤ

2. 絶対的確定説

- 1. 相對的確定説(鳩山氏)
- (1) 效果ヲ利用スル否ヤハ當事者任意ナリ
- 5. 完成ニスル時效ヲ拋棄ヲ許ス
- 6. 當事者ノ換甲ヲ待テテ裁判ス

三、時效制度ノ理由

- 主ナル理由 社会ノ秩序維持
- 附随的理由 大多數ノ場合ニ於テ正当ノ權利ナリ

四、時效期間ノ除外期間

- 1. 性質上ノ差異
- 2. 效果上ノ差異

(標準ハ条文ノ字句ニヨル)

時效、效力ヲ論入

一時效、意義(取得時效、消滅時效)

二時效、效力(内容ハ权利、得喪)

一、遡及效ヲ生ズ

(1) 天然果實及法定果實
(2) 計算自后ニシタル法律上、処分
a. 取得ニシタルモノニシタル処分
b. 失ヒタルモノニシタル処分

2. 遡及效、結果

3. 登記ヲ要スルヤ否ヤ

積極説 (正当トス)

消極説

4. 時效ト権甲

(1) 意義

(2) 権甲ト效力トノ干係

(3) 権甲、方法

(4) 権甲、時期

(5) 権甲后ノ撤回

(6) 権甲权者

a. 時效、当事者

連帶債務者一人、権甲

保證人、如何(積極)

b. 第三人者トノ干係

(7) 権甲ノ效果

a. 他、当事者ニ及ボス干係

b. 第三人者ニ及ボス效果

c. 裁判所

5. 時效、拋棄ト效力トノ干係

時效、拋棄ヲ説明スヘシ

一時效、意義

二時效、拋棄

(甲) 完成前、拋棄

許サズ(時效制ノ趣旨)

(乙) 完成后、拋棄

(1) 拋棄、性質

(2) 贈與説

(3) 追認説

(4) 一種特別ノ意思表示説(鳩山)

(三) 拋棄、能力及权限(要ス)

(三) 拋棄ノ方法

相手方ニ対スル意思表示

但承諾ヲ必要トセズ

時效中斷ヲ論ス

- 一 時效中斷ノ意義
- 二 時效中斷ヲ認メタル理由
- 三 時效中斷ノ事由

(A) 法定中斷 (取得時效ヲ減時效共通ナルモノ)

- (1) 請求 (法定ノ事項、制限説、例示的ナリト解ス)
- (2) 裁判上ノ請求 (訴、提起)

○ 訴訟送達説

○ 契許説 (正当トス)

却下セラレサルニ要件トス

(四) 支辨命令

權利拘束カ効力ヲ失ハサルニヨト

效力發生申請説

(送達ニヨリ確定ス)

(三) 和解ノタメ呼出

(二) 任意出願

(一) 破産手續

(一) 催告 (六月内裁判上ノ請求)

(2) 仮差押後処分、差押

(3) 承認 知ルル旨ノ表示ナリ

進行中ナルニト (完成後トス)

(B) 自然中斷 (取得時效ニ特殊ナルモノ)

占有、準占有、失

中斷、終了

四 中斷ノ效力

法定中斷 當事者及承継人ノ人

自然中斷 人ニ対シテ生ズ

五 中斷後ノ時效 新タニ進行

五 停止ト、差異

時效ノ停止ヲ説明セヨ

一 時效停止ノ意義

二 時效停止ヲ認メタル理由及場合

三 時效停止ノ理由

(1) 満了前六ヶ月内ニ於テ未成年者禁治産者カ法

定代理人ヲ有セザルトキ

(2) 無能力者カ其ノ財産ヲ管理スル父母又ハ後見人ニ

對シテ有スル權利及妻カ夫ニ對シテ有スル權利ニツ

1ヲ

(3) 相続財産ニ付テ

(4) 期間満了ノ時天災事変ニヨリ中斷不可能トキ

四 時效停止ノ效力

(1) 時效ハ休止ス

(2) 停止後ノ期間ノ性質

(尚時效期間ナリトス)

所有權ノ取得時効ヲ論ス

- 一 取得時効ノ意義 (占有ノ標準占有時ノ経過)
- 二 所有權ノ取得時効
- 三 要件

1) 長期取得時効ノ要件

a. 占有

○ 自主占有ナルコト

○ 平穩ノ占有ナルコト

○ 公然ノ占有ナルコト

○ 他人ノモノノ占有ナルコト

b. 一定期間ノ経過 (三十年)

2) 短期取得時効

a. 占有

○ 平穩公然ナルコト

○ 他人ノ不動産ナルコト

(二三条ノ不動産ノ即時取得ニテ承継的取得ナリ)

○ 善意ナルコト

○ 善意ノ意ノ消極説
○ 善意ノ意ノ積極説

○ 過失ヲトシテ(占有ノ初)

○ 期間ノ経過 (十年)

六 中斷 占有ノ喪失

(絶対時効ヲ生ス)

3. 効力

原始取得ナリ

登記ハ移転登記ヲ入外ナシ

所有權以外ノ財産權ノ取得時効ヲ論ス

- 一 取得時効ノ意義
- 二 所有權以外ノ財産權ノ取得時効
- 三 要件

1. 準占有 (平穩且公然)

2. 一定ノ期間 (所有權ニ同シ)

3. 中斷 準占有ノ喪失 (法定中斷ニ適用ナリ)

三 適用範圍

在ノ物ノ取得時効ノ目的ヲ得ス

ハ不表現又ハ不継続ノ地役權

2. 直接ニ法律規定ニヨリテ成立スル權利

3. 一四ノ行使ニテ消滅スル權利

4. 一定ノ身分ヲ前提トスル權利

5. 従タル權利

消滅時效ヲ説明スヘシ

一、消滅時效ノ意義

二、消滅時效ノ要件

三、權利ノ不行使

條件附權利ハ如何

月賦払等分割債權ハ如何

不作爲債權ハ如何

又一定ノ期間

三、消滅時效ノ取得時效トノ關係

債權ノ消滅時效ヲ説明スヘシ

一、消滅時效ノ意義

二、債權ノ消滅時效

一、原則 十年ナリ

行ハスノ意

債權トハ一切ヲ含ム(但シ物上請求權ヲ除ク)

(二) 例外

(1) 定期金債權

一四、年定期ヨリ二十年

1. 性質

最後、弁済期ヨリ二十年

四、例

一四、年定期ノ主義

又、第一四、年定期說(正当トス)

b、延滞シタル最初弁済期トスル說

八、中斷ノ証(承認書)

(2) 定期給付ノ債權(五年)

(3) 三年ノ時効期間(一七〇・一七一)

(4) 二年時効期間(一七三・一七三)

(5) 一年時効期間(一七四)

債権以外、財産権、消滅時効を説明す

一消滅時効、意義
二債権以外、財産権、消滅時効

一、所有権 (取得時効、反面トミテ消滅スルニシテ)
二、物上請求権
積極説
消極説 (正当トス)

三、担保権共有分割権 (物上請求権ニ同シ)

4. 形成権

大審院六十年ナリトス

二級ニハ二十年、

債権ト同、時効ニカ、ラミナル理由アルトキ十年

5. 所有権以外、財産権ヲ消滅時効ニ罹ラサレモ、

(1) 占有権

(2) 一定ノ法律ニ依リテ当然伴フキ権利

(3) 担保物権

(4) 抗弁権

三、財産権以外、権利ハ消滅時効ニ罹ラサルヲ原則トス

(特別アルトキニ限リ)

(1) 隱居取消権 相続回復請求権

相続ノ承認又ハ拋棄ノ取消権

(2) 金銭約價値ヲ有セサル債権

(完)

昭和三年一月十五日印刷
昭和三年一月廿九日發行
(非賣品)

東京市小石川区林町十一番地

編輯兼
發行者 添田包近

全所

印刷所兼
發行所 春光社
(振替口座東京二〇二九二番)

